

サービス付き高齢者向け住宅 逢座

指定特定施設入居者生活介護

〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕

事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清樹会が設置するサービス付き高齢者向け住宅逢座（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定入居者生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定特定施設入居者生活介護においては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復をはかり、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4. 事業所は、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施などの措置を講じるものとする。
6. 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 サービス付き高齢者向け住宅 逢座

所在地 福島県郡山市大町一丁目13番地14号

第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(従業員の職種と定数)

第4条 施設には次の従業員を配置する。

施設管理者	1名
看護職員	2名以上
介護職員	20名以上
生活相談員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務、その他の職員は必要数配置する。	

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りとする。

1. 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
2. 看護職員は、施設管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに健康管理及び介護業務を行う。
3. 介護職員は、施設管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

4. 生活相談員は、施設管理者の命を受け利用者などに相談指導業務を行う。
5. 機能訓練指導員は、施設管理者の命を受け利用者などに対する機能訓練業務を行う。
6. 栄養士は、施設管理者の命を受け利用者などの栄養管理・指導・食事相談を行う。
7. 事務員は、施設管理者の命を受け事務の処理を行う。
8. 介護支援専門員は、施設管理者の命を受け（介護予防）特定施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

第3章 入居者の定員

（入所定員及び居室数等）

- 第6条 施設の定員は、66名とする。
居室数は66室とし特定施設入居者生活介護、類型は混合型とする。

第4章 入居などに対するその他のサービスの内容

（勤務体制の確保）

- 第7条
1. 施設は、入居者などに対し、適切なその他のサービスを提供できるよう、職員の体制を定めておかなければならない。
 2. 施設は、当該施設の職員によってサービスを提供しなければならない。
 3. 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

（定員の遵守）

- 第8条 施設は、定員を超えて入所させてはならない。

（入居）

- 第9条
1. 施設は、あらかじめ、入居申込者またはその家族に対し、規定する運営規程などの内容を記した重要文書を提示、説明をなし入居者申込者の同意を得て、施設に入居させるものとする。
 2. 施設は、入居申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入居を拒んではならない。
 3. 施設は、入居申込者の入居に際しては、そのものの病歴、家庭状況などの把握に努めなければならない。

4. 施設は、入居申込者の病状が重篤なために対応が困難であると認めた場合には、適当な病院又は診療所を紹介しなければならない。
5. 施設は、新たに入居した入居者に対し、日課及び施設内での生活についての説明をして不安を取り除くように努め、また、食事や健康状態、介護状況などについての把握の為に面接を行わなければならない。
6. 施設は、入居者が介護支援専門員及び介護サービスを提供する事業所又は施設を自由に選択することを妨げてはならない。
7. 施設は入居者が医療機関を自由に選択することを妨げてはならない。

(退居)

- 第10条 1. 次の場合には退所の措置をする。
- ①入居者から、退居の申し出があり、しかも退居先での生活が適当と認められたとき。
 - ②入居者が無断で退居し復帰の見込みがないとき。
 - ③入居者が病院治療の必要が生じ復帰の見込みがないとき。
 - ⑤入居者が死亡したとき。
2. 施設は、入居者の退居に際しては、本人またはその家族などに対する適切な指導を行うとともに、退居後のサービスの提供、及び保健サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との連携に努めなければならない。

(その他)

- 第11条 施設管理者は、入居者が決められた規則に従わなかったり、禁止行為を行ったりして、共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときには、保証人の承認を得た上で退居させることができる。

((介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスの内容)

- 第12条 (介護予防) 施設のサービスは、次のとおりとする。
1. (介護予防) 特定施設サービス計画の立案
 2. 食事
 3. 入浴 (週2回以上とし一般浴槽及び特別浴槽にて入浴。介助を要する利用者にも対応)
 4. 健康管理
 5. 介護
 6. 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
 7. 相談援助サービス

8. 利用者が選定する特別な食事の提供

(受給資格の確認)

第13条 施設は、介護保険施設サービスの利用に係る費用につき保険給付受け取る事を認められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、受給資格を確認しなければならない。

(通知)

第14条 施設は、(介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスに係る費用を受けている入居者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を当該入居者の居住地を管轄する市町村に通知しなければならない。

1. 闘争、泥酔または著しい不行跡によって疾病にかかり、または負傷したと認められる場合。
2. 正当な理由なしに施設サービスに関する指示に従わないとき。
3. 偽りその他不正の行為によって(介護予防) 特定施設入居者生活介護費の支給を受け、または受けようとしたとき。

((介護予防) 施設サービスの取扱方針)

第15条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護サービスは、寝たきり老人などの心身の特性を踏まえて、入居者などの生活上妥当適切に行われなければならない。特に、生活上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行われなければならない。

(必要なサービスの提供が困難な場合の処置等)

第16条 施設の管理者は、入居者の症状からみて当該(介護予防) 特定施設入居者生活介護において必要なサービスを提供することが困難であると認めたときは、協力病院、その他適当な病院若しくは診療所への収容のための処置を講じ、またはほかの医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第17条 機能訓練は入所者の心身の諸機能の改善または維持を図るため、計画的に行われなければならない。

(介護)

第18条 介護は、入居者の心身の状況などに応じて適切に行うとともに、日常生活の

充実に資するように行わなければならない。

（日課）

第 19 条 施設管理者及び介護支援専門員は、日常生活につき日課を定めて励行するように努める。

（要介護（要支援）認定の申請に係る援助）

第 20 条 1. 施設は、要介護（要支援）認定を受けていない入居申込者に対して要介護認定（要支援認定）の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者に意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受ける要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

（食事）

第 21 条 1. 利用者には、1 日 3 回給食するものとする。
2. 給食は、献立がバラエティに富み、調理に当たっては栄養、利用者の身体的状況及び嗜好を十分考慮したものでなければならない。
3. 入居者の食事は、できるだけ食堂で行われるよう努めなければならない。

（衛生管理）

第 22 条 施設管理者、看護職員及び介護職員は、入居者と施設の保健衛生のため次の各号について努めなければならない。
1. 衛生知識の普及指導及び生活習慣の確立。
2. 年 2 回以上の大清掃。
3. 月 1 回以上の消毒。
4. 週 2 回以上の入浴または清拭。
5. その他必要なこと。

（健康管理）

第 23 条 1. 給食調理業務に従事するものは、毎月 1 回以上検便を受けなければならない。

（ケース会議）

第 24 条 施設管理者ほか入居者の処遇に関する全ての職員は、定期的にケース会議を開き職員の意見統一や情報の伝達及び正確な把握、問題、課題に関する

討議を行うことにより、入居者の処遇の向上に努めなければならない。

(研修)

第25条 施設管理者ほか全ての職員は、入居者の処遇向上のため研修などにおいて職務遂行能力の水準維持、向上させるよう努めなければならない。

(アフターケア)

第26条 職員は、入居者が家庭復帰したあと在宅療養がスムーズに行えるようアフターケアに努めなければならない。(家庭においての、介護面の相談、指導など)

(苦情処理)

第27条 施設は、提供した介護保険施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しこれに対応する。

(利用料その他の費用の額)

第28条 1. 施設サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める施設サービス費の提供に要する費用とし、施設サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、施設サービス費の1割、2割または3割の額とする。

1. 施設は、居住費・食費、理美容代、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用を徴収する。

2. 前号に掲げる利用料の明細費用は別紙料金表に定めるところによる。

(掲示)

第29条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第30条 入居者病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関等に連絡し、措置を講じるものとする。

(入居者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第31条 入居者が介護居室または一時介護室が必要な状態となった場合、施設の居室にて介護できる状況であることから、入居者に説明した上で居室にて介護

を行うものとする。

第5章 入居者の守るべき規律

(サービス利用にあたっての留意事項)

第32条 居室、共用施設、敷地その他当該施設の設備等の利用にあたっては、本来の用途に従い、妥当かつ適切に利用するものとする。

(日課に励行)

第33条 入居者は、施設管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第34条 入居者が、外出または外泊しようとするときは、職員に申し出なければならない。

(健康維持)

第35条 入居者は、健康に留意するものとする。

(衛生保持)

第36条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設及び職員に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第37条 入居者は、身上に関する重要な変更事項が生じたときは、速やかに施設管理者または生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第38条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩若しくは口論、暴力行為をなし、泥酔すること
3. 楽器などの音を大きく出すテレビ、レコードの視聴時間については別に定める。
4. 指定した場所以外で火気を用いる事。

5. 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すこと。
6. 金銭の貸借、金銭または物品によって賭事をする事。
7. 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
8. 無断で備品の位置、または形状を変えること。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第39条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づきまた、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

1. 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
2. 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
5. 災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
6. 防火管理者は、当施設職に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練 ……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 ……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

7. 施設は6に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第40条 施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な

研修及び訓練を定期的実施する。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他施設の管理に関する重要事項

（記録の整備）

第41条 施設は、施設及び構造設備、職員、会計並びに入所者などに対する施設サービスその他のサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておかなければならない。

1. 管理に関する記録

- ①事業日誌
- ②職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
- ③月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

2. 施設サービスその他のサービスに関する記録

- ①特定施設サービス計画
- ②提供した具体的サービスの内容等の記録
- ③身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④市町村への通知に係る記録
- ⑤苦情の内容等の記録
- ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑦入居者等の台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
- ⑧入居者などのケース記録
- ⑨看護、介護、機能訓練などの日誌
- ⑩生活記録などに関する記録
- ⑪献立及び食事に関する記録

3. 会計経理に関する記録

4. 施設及び構造設備に関する記録

（衛生管理）

第42条 入居者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理適正に行う。

- 2 感染症が発生し又蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（市町村との連携）

第43条 施設は、その運営にあたっては、市町村との連携に努めなければならない。

（協力病院）

第44条 1. 施設は、入居者などの病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

（身体の拘束等）

第45条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
2. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第46条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第47条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入居者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 施設は適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じるものとする。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。